

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 事業者向け資金繰り支援事業（3月23日より取扱開始）

事業者向け

新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けている事業者に対して、前橋市経営安定資金において、以下のとおり5つの追加支援を実施します。

＜経営安定資金の概要＞

- ①融資限度額：3,000万円
- ②資金使途：運転資金
- ③融資期間：7年以内（内据置1年以内）※借換は6年以内（内据置6ヶ月以内）
- ④融資利率：1.5%以内（別途、信用保証協会の保証料が必要）
- ⑤申請先：市内の指定金融機関

＜融資対象者＞

前橋市内に事業所を有し、1年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（NPO法人を除く。）で、市税に未納のないもの（暴力団及びその関係団体との関係がないもの）

1 融資条件の緩和

直近1カ月の売上高が対前年同月比の10%以上減少した市内事業者を、経営安定資金の新たな対象として追加します（下段の融資条件⑥を追加）。

2 利子補給

令和2年5月8日までに、金融機関を通じて経営安定資金の申し込みを完了した事業者に対して、事業者が負担した5年間分の利子を前橋市が補助します。

3 保証料補助

令和2年5月8日までに、金融機関を通じて経営安定資金の申し込みを完了した事業者に対して、当初の融資実行の際に発生し事業者が負担した全額の信用保証料を前橋市が補助します。

4 融資期間の延長特例

現在、経営安定資金における融資期間は、7年以内としていますが、既存の融資を含め、令和2年3月23日から令和2年9月末に条件変更した場合、最大3年間の融資期間の延長を可能とします。

5 借換要件の緩和

現在、経営安定資金については、売上減少等の「肩代わり融資の条件」を満たす場合に限り、同一制度内で借換（経営安定資金から経営安定資金への借換）が可能となっていますが、令和2年3月23日から令和2年9月末に借換する場合、「肩代わり融資条件」を撤廃し、同一制度内において借換を可能とします。

＜融資条件（以下のいずれかを満たすもの）＞

- ①【関連倒産防止】企業の倒産が前橋市の経済に多大な影響を及ぼす恐れのある倒産で、その企業の債権回収が困難となり、関連倒産の危険にある場合
- ②【受注、売上減少】融資申込日から1年前までの任意の連続する6ヶ月間の受注又は売上の合計額が、申込日の2年前以後の1年間又は申込日の3年前以後の1年間の同期間と比べて、5%以上減少している場合
- ③【セーフティネット保証関連および危機関連保証】中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号及び第6項のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けている場合
- ④【東日本大震災復興緊急保証関連】東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128号第1号又は第2号の要件に該当する
- ⑤【罹災証明関連】前橋市より罹災証明書の発行を受けている場合
- ⑥【新型コロナウイルス等感染症関連（令和2年3月23日～令和2年9月末※）】感染症の拡大等に伴い、直近の1ヶ月における売上高が対前年同月比の10%以

上減少した場合

金融機関への申請に必要な書類

- ① (法人の場合)
 - ・ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
 - ・ 印鑑証明 (法人)
 - ・ 印鑑証明 (代表者個人)
- (個人の場合)
 - ・ 住民票
 - ・ 印鑑証明 (代表者個人)
- ② セーフティネット保証関連又は危機関連保証にかかる認定証 (※1)
(融資条件③の場合)
- ③ 市税に未納税額のない証明 (完納証明) (※2)
- ④ 税務署に提出した全ての申告書類 (決算書直近2期分 勘定科目明細書付)
- ⑤ その他市及び金融機関の指定する書類

※1 新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上高が減少する等の経営に支障が生じている事業者に対する保証制度です。本市に申請を行い、認定を受ける必要があります。なお、本市への申請は、金融機関等が代理で行うことも可能です。

※2 市役所本庁舎又は市民サービスセンターで取得できます。

<前橋市経営安定資金にかかるホームページ>



<セーフティネット保証関連および危機関連保証にかかるホームページ>

